
Ⅱ. 審判規定について

1.試合は、「国際柔道連盟試合審判規定」(2018-20)および東京都高体連柔道部申し合わせ事項によって行う。

2.優勢勝ちの判定基準

(1)団体試合(男子・女子)

- ①「技あり」又は「僅差」以上とする。「僅差」とは、両者にスコアが無い、あるいはスコアが同等であるが、「指導2-0」の場合を指す。
- ②個人の勝ち数の多いチームを勝ちとする。
- ③上記②で同等の場合は、「一本」勝ちの多いチームを勝ちとする。
- ④上記③で同等の場合は、「技あり」勝ちの多いチームを勝ちとする。
- ⑤上記④で同等の場合は、代表戦を1回行う。代表戦の判定基準は個人戦に準ずる。

(2)個人試合(男子・女子)

- ①「技あり」又は「僅差」以上とする。「僅差」とは、両者にスコアが無い、あるいはスコアが同等であるが、「指導2-0」の場合を指す。
- ②規定試合時間が終了した時点で、両者にスコアが無い場合、又はスコアが同等である場合、指導の差が1つ以下であれば、延長戦(ゴールデンスコア)によって勝敗を決する。
- ③延長戦において、両者に指導の差がつく宣告を行った時点で試合を終了し、指導の数が多く選手が敗者となる。すなわち、指導差1つで僅差となる。

3.試合場について

すべての大会において、1回戦から正規の試合場で行う。

4.試合時間について

準決勝(順位決定戦を含む)まで3分間、決勝(決勝リーグ)のみ4分間とする。

5.審判員ならびに審判委員(Jury)の設置について

- (1)各試合場審判員8名、審判委員(Jury)は1回戦から設置する。
- (2)すべての大会において、準決勝(順位決定戦を含む)以降の試合で、審判員ならびに審判委員(Jury)を指名する。
- (3)1回戦よりCAREシステムを導入し、審判委員(Jury)がコントロールする。

6.各支部からの審判員の派遣について

4試合場開催の場合＝各支部8名、合計32名

6試合場開催の場合＝各支部12名、合計48名